

森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託」において、木育ルームは、未就学児の木や森に対する好奇心を向上させるため、自然と木に触れ楽しむことができる「遊びと学びの場」を考慮した空間設計が必要であるとともに、安全面に配慮した遊具等の製作、配置、動線計画が必要である。これらの施設の特性を踏まえた効果的で安全・安心な空間設計・施工を行うための最適な候補者を、このプロポーザルによって選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市農林水産局森林再生課

〒920-0999 金沢市柿木畠 1 番 1 号

電話 076-220-2217 FAX 076-222-7291

(4) 実施要領等の交付の期間、場所及び方法

ア 期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 8 月 7 日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時 45 分まで

イ 場所 上記（3）イに同じ（金沢市農林水産局森林再生課）

ウ 方法 金沢市公式ホームページにて公表する。

エ 交付資料 （ア）森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託公募型プロポーザル実施要領

（イ）森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託仕様書

（ウ）提出書類様式

（エ）配置図、各種図面、委託業務対象範囲図、建物イメージ図

(5) 日程

実施要領等の交付開始：令和 7 年 7 月 7 日（月）

実施要領等の交付終了：令和 7 年 8 月 7 日（木）

参加表明書の提出期限：令和 7 年 8 月 7 日（木）

企画提案書の提出期限：令和 7 年 9 月 12 日（金）

審査結果通知：令和 7 年 10 月下旬頃予定

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とする。

ア 金沢市の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査結果通知（令和 7 年 10 月下旬予定。以下「審査終了」という。）までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、金沢市公式ホームページを参照

イ 平成 27 年 4 月 1 日以降、100 m²以上の空間における下記いずれかの元請契約履行実績を有すること。(官民間問わず)

(ア) 屋内遊具の製作及び設置を一連で業務遂行

(イ) 屋内施設の展示設計及び施工を一連で業務遂行

ウ 内装仕上工事業の建設業許可を有すること。

エ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

オ 次の (a) から (c) のいずれにも該当しないこと。

(a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(b) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

(c) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

(2) 応募資格の制限

本プロポーザルに参加しようとする者が、次のアの関係に該当する場合、そのうち 1 者しか応募できない。また、前(1)の有資格者であっても、次のイ又はウに該当する者は、本プロポーザルに応募することができない。応募者は次のイ又はウに該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 資本関係又は人的関係（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が在中の会社である場合を除く）。

(ア) 親会社と子会社の関係

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

イ 森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託プロポーザル選定委員会委員

ウ イが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

4 当選者の業務概要

当選者の業務

(1) 業 務 名 森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託（以下「本業務委託」という。）

(2) 業務内容 別紙「森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間 本業務委託契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

ア 業務委託費上限額 28,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、各年度の上限額は次のとおりとする。各年度における提案価格は次の上限額についても超えないこととし、消費税及び地方消費税については、令和7年4月1日現在の消費税率（10%）であるものとする。

a 令和7年度上限額 10,000,000 円

b 令和8年度上限額 18,000,000 円

イ 著作権その他の取扱い

作成した成果品は、金沢市がその権利を有するものとする。

(2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 参加表明書

企画提案書の提出を希望する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。なお、電子メールでの提出は認めない。

(ア) 内容

a 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。

様式1 参加表明書

様式2 会社概要

様式3 「屋内遊具の製作及び設置の一連業務遂行」又は「屋内施設の展示設計及び施工の一連業務遂行」の元請契約履行実績調書

添付書類 様式3「屋内遊具の製作及び設置の一連業務遂行」又は「屋内施設の展示設計及び施工の一連業務遂行」の元請契約履行実績調書の内容を確認できるもの（契約書写し等）

b 用紙の大きさは様式1及び様式2はA4判（縦長横書）とし、様式3はA3版（横長横書・A4判折込）とする。また、用紙の枚数は、それぞれ1枚とする。

(イ) 提出部数 各1部（写真はカラーコピーとしてもよい。）

(ウ) 提出先 2.(3).イに同じ

(エ) 提出期間 令和7年7月7日(月)から令和7年8月7日(木)まで（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和7年8月7日(木)午後5時45分必着とする。

(オ) 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。

a 照会場所 2.(3).イに同じ

b 照会期間 上記提出期間に同じ

(カ) 参加表明書提出後、記載された内容の変更は認めない。

イ 企画提案書

以下に基づき作成した企画提案書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。なお、電子メールでの提出は認めない。

(ア) 内容

a 企画提案書は、以下に掲げる課題をもとに各様式に基づきそれぞれ作成する。

様式4 企画提案書表紙

様式5 企画提案書

課題Ⅰ テーマやコンセプトについて

- ・自由な発想による遊びを創造するために考慮した点について
- ・遊びから森を学ぶために考慮した点について
- ・木や森に関する情報を、五感を通じて学ぶために考慮した点について

課題Ⅱ 遊具等の構成について

- ・子供の好奇心を刺激し、想像力を広げるために考慮した点について
- ・子供が飽きることなく、繰り返し遊ぶことができるために考慮した点について

課題Ⅲ 安全性向上対策について

- ・遊具等からの落下、転落、転倒、衝突等に対する安全対策について
- ・館内動線や子供の発達段階、感染症対策を考慮した安全なゾーニング・遊具等配置について

課題Ⅳ 維持管理・コスト低減について

- ・遊具等の維持管理(点検・交換・修理)の容易性や長寿命化のために配慮した点について
- ・遊具等のメンテナンスなど設置後のかかり方について

様式 6 概要図(空間全体のイメージ図)

- ・木材の使用状況を確認できること。

様式 7 配置図(遊具等の配置イメージ図(平面図))

様式 8 詳細図(個々の遊具等の仕様がわかるもの)

- ・金沢市産材又は石川県産材の使用状況を確認できること。

様式 9 業務実施体制

- ・本業務委託実施のための体制の整備
- ・総括責任者及び担当者の実績等

様式 10 「屋内遊具の製作及び設置の一連業務遂行」又は「屋内施設の展示設計及び施工の一連業務遂行」の元請契約履行実績

- ・平成 27 年 4 月 1 日以降に総括責任者が担当した業務実績
- ・コンセプト、成果物、配置図等を記載

b 様式 4～9 については A 3 判(横長横書)とし、左仮綴とする。
用紙の枚数は様式 4、様式 6、様式 7、様式 9 及び様式 10 は各 1 枚、様式 5 は課題毎に各 2 枚以内、様式 8 は 5 枚以内とし、いずれも片面印刷(カラー印刷可)とする。

c 提案に当たっては、基本的な考え方を簡潔な文章で記述すること。
なお、文章を補完するためのイラスト、イメージ図、ゾーニング図等を使用することができる。

(イ) 提出部数 様式 4 (提出者名入) 1 部
様式 4 (提出者名無) 10 部
様式 5～10 11 部

(ウ) 提出場所 2. (3). イに同じ

(エ) 提出期間 令和 7 年 8 月 12 日(火)から令和 7 年 9 月 12 日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに休日を除く。)のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和 7 年 9 月 12 日(金)午後 5 時 45 分必着とする。

(オ) 質疑応答

a 提案内容に関する質疑は様式 11 に記載し、令和 7 年 8 月 7 日(木)午後 5 時 45 分までに企画提案書提出場所まで、持参、郵送、宅配便等、FAX 又は電子メールで送るものとする。郵送、宅配便等 FAX 又は電子メールの場合も同時刻必着とする。なお、FAX の場合、送付した旨とその枚数を電話で連絡すること。

b 回答は、令和 7 年 8 月 14 日(木)(予定)までに、質疑の有無にかかわらず、参加表明書を提出した全員に対し、質疑書及び回答書を送付する。

(カ) 厳正な匿名審査を行うため、様式 4～10 の中で作成者が判別できる内容の記載(特定の者と判別できる記号やふちどりなども含む。)がある場合は、失格とする。

(キ) 企画提案書提出後、記載された内容の変更は認めない。

(3) その他

ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

イ 提案は、1者につき1件に限る。

ウ 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 企画提案書の特定基準

評価項目	評価の着目点		判断基準		配点
業務実施方針及び手法 評価にあたっては、企画提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。	業務の姿勢等	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		10
		業務の実施方針	業務への取組体制、実施チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、課題に対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		
	特定テーマに対する企画提案	課題Ⅰ	課題Ⅰについて、その的確性（与条件との整合がとれているか等）、独創性（独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		25
		課題Ⅱ	課題Ⅱについて、同上		20
		課題Ⅲ	課題Ⅲについて、同上		25
		課題Ⅳ	課題Ⅳについて、同上		10
	実績	同種実績、類似実績（件数、立場）、総括責任者等の経験年数を評価する。		10	
合計					100

7 選定及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書の提出者の選定方法

「3 応募資格」に掲げる条件を満たしている参加表明者について審査を行い、企画提案書の提出者として選定する。

(2) 企画提案書の特定方法

企画提案書及びヒアリングの内容により、「6 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書を特定する。

審査結果の合計得点が最も高い企画提案書が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、課題Ⅲに対し提案された内容に関し、審査結果の得点が最も高い企画提案書を特定するものとする。

(3) ヒアリングの実施

ヒアリングの日時、場所については、企画提案書の提出者に対し通知する。

(4) 森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託プロポーザル選定委員会

森と市民をつなぐ拠点施設木育ルーム遊具等製作業務委託プロポーザル選定委員会は、

次の7名で構成する。

鏑 隆弘 (金沢美術工芸大学教授)
西多 由貴江 (金沢大学附属幼稚園長)
木村 明子 (特定非営利活動法人 角間里山みらい木育担当)
増江 世圭 (石川県木材産業振興協会副理事長)
長谷川 由香 (子育て支援向上委員会代表)
石浦 裕治 (金沢市土木局営繕課長)
紙谷 勉 (金沢市農林水産局長)

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、令和7年10月下旬頃(予定)に当選者を公表するとともに、企画提案書の提出者に対し、審査結果を通知する。

なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

8 その他

(1) 非特定理由の説明

ア 特定されなかったものに対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日(金沢市の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第1条第1項各号に掲げる市の休日を含まない。)以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合

ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することができる。

ウ 提出書類に記載された総括責任者等は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。

エ 提出書類は、返却しない。

オ 特定した企画提案書について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市に協力するものとする。

カ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること(公表し、複製し、展示すること等をいう。)ができるものとする。

キ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。